



## 東京キャピタルマネジメントがスターアジア不動産投資法人<3468>株式の大量保有報告書を提出



スターアジア不動産投資法人<3468>について、東京キャピタルマネジメントが4月21日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「投資一任契約に基づく顧客資産の運用（スターアジアグループに属するSA1投資事業有限責任組合は、スターアジアグループの利益を発行者の投資主の利益と一致させるためのセイムポート出資として投資口を保有しています）」によるもの。

報告書によると、東京キャピタルマネジメントのスターアジア不動産投資法人株式保有比率は、14.12%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2016年4月20日。